

長与町農業委員会議事録

令和 8 年 6 月 26 日

長与町農業委員会

令和8年6月農業委員会総会

1. 日時 令和8年6月26日（金） 16時00分から17時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 坂本 謙二	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文

5. 農業委員会委員 欠席（1名） 12番 山中 庄八郎

6. 農地利用最適化推進委員 欠席（2名） 4番 山口 正則 5番 増田 博光

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	11番 山口 多美子	2番 崎山 光子
第2	第1号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について	
第3	第2号議案	長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について	
第4	第1号報告	農地転用専決処分について	

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主査	池原 和人

事務局	それでは、報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。 本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。本日の欠席は12番 山中 庄八郎 委員と推進委員の山口 正則 委員、増田 博光 委員です。では、ここからの議事等の進行を水谷会長お願いいたします。
議長	それでは、令和8年6月の農業委員会総会を開催いたします。 まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名指名いたします。11番 山口 多美子 委員、2番 崎山 光子 委員を指名いたします。 日程第2 本日は第1号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」が3件。第2号議案「長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について」が1件。報告事項は、「農地転用専決処分の報告」が2件と行事報告を予定しております。それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。 第1号議案 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。1件目です。 整理番号26 農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町岡郷 (地番) 農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町吉無田郷 (地番) 権利対象の土地は、所在：三根郷(地番) 地目：田 面積：1,804㎡です。権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和8年9月10日から令和18年9月9日までの10年間です。平成18年から借り入れており、今回4回目の更新となります。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の左上側に(施設名)がございます。(施設名)の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。
議長	ただ今の説明に関連して現地確認を行っておりますので推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員
推進委員	6月15日に水谷会長、崎山委員、坂口委員と事務局2名と私で現地を確認しました。

3 番	現地はきれいに整備されて、後は苗を植えるだけという状態でした。継続ということで、何の問題もないと思います
議長	続きまして担当農業委員さんお願いします。7 番 坂口 吉晴 農業委員
7 番	田中委員の説明のとおりだと思います。以前から（賃借人）が借りられていて、しっかりと管理しているので問題ないと思います。以上です。
議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて2件目の説明をお願いします。
事務局	続きまして2件目です。第2号議案の3ページをお開きください。 整理番号 27 農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町嬉里郷(地番) 農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町嬉里郷(地番) 権利対象の土地は、所在：嬉里郷(地番) 地目：畑 面積：1,419 m ² 以下2筆。2筆合計3,316 m ² です。権利の種類は使用貸借で、具体的な作物名は野菜及び水稻です。期間は、令和8年9月10日から令和13年9月9日までの5年間です。令和3年から借り入れており、今回1回目の更新になります。土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。図面の右上側に(施設名)がございます。(施設名)の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。
議長	ただ今の説明に関連して現地確認を行っておりますので推進委員さん説明をお願いします。

吉川 直行 推進委員

推進委員
6 番

6 月 15 日 10 時頃に水谷会長、崎山委員、山口委員と事務局 2 名と私で現地を確認しました。現地は、畑も田もしっかり管理をされていたので何の問題もないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

1

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。続いて 3 件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3 件目です。第 2 号議案の 5 ページをお開きください。
整理番号 28

農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、
(氏名) 長与町斉藤郷 (地番)

権利対象の土地は、所在：斉藤郷 (地番) 地目：畑 面積：928 m²です。権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和 8 年 9 月 10 日から令和 13 年 9 月 9 日までの 5 年間です。新規の契約となります。年間の借賃は〇〇円で、10a あたりは〇〇円となります。土地の所在を説明します。6 ページをご覧ください。図面の上側に (施設名) がございます。(施設名) の南側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
谷口 勝久 推進委員

推進委員 7 番	6 月 15 日に水谷会長、崎山委員、坂本委員と事務局 2 名と私で現地を確認しました。(賃貸人)の畑を(賃借人)が中間管理機構を通して借りるそうです。管理もしっかりされていたので何の問題もないと思います。以上です。
議長	続きまして担当農業委員さんお願いします。5 番 坂本 謙二 農業委員
5 番	(賃貸人)は 1 ～ 2 年前に免許証を返納して、自分で畑に行く事ができなくなったため、みかんの駆除や畑の草刈りは、子供たちに手伝ってもらっている状態でした。子供たちも会社勤めで農業をする気がないようなので、(賃借人)に貸すことで農地が荒れるのを防ぐためにも良い事だと思います。あと、農地以外に防風林があるんですけれども、ある程度防風林の管理もやって欲しいと思います。
議長	今、ご意見がありましたように、事務局としても防風林の管理までを土地の管理というふうに指導してもらうようにお願いしたいと思います。他にご意見・質問はありませんか。 尾崎 勝文委員
推進委員 8 番	今回は野菜畑を借りるという事ですが、どうも、みかん畑が荒れていると言った話を聞くんですよ。なので、ちょっと(賃借人)にどうしたいのか指導してもらえないかと思います。
議長	農業委員会の事務局の方からも指導をしていきたいと思います。他にありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。 続いて第 2 号議案「長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取」について事務局よりお願いします。

事務局

それでは第2号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。第2号議案では、農用地域内の土地に住宅を建築するために農用地域から除外するというもので、除外するためには「長与農業振興地域整備計画」の変更が必要となります。整備計画の変更にあたっては、農業委員会の意見を聴取することが法により定められておりますので今回、議案として上程しております。今回審議いただくのは、整備計画の変更が農業振興上支障があるかどうかについてです。

なお、ご審議いただいた決定した結果につきましては、2ページの様式で、意見書として、町へ回答する流れとなります。それでは、内容の詳細につきまして、説明いたします。3ページの「農業振興地区内農用地の除外申請」をご覧ください。

申請者は、長与町岡郷（地番）（氏名）。除外の目的は、住宅用地です。変更計画の対象地は、斉藤郷（地番） 面積 265 m²です。登記地目・現況地目ともに畑です。

除外申請の理由は、申請者の体力的な衰えと申請者の妻も家族の介護等により、他に頼れる労働力もないことから、申請者の娘夫婦に圃場近くへ住んでもらい、農業を手伝ってもらいたいとの考えから、当該農地の農用地除外をお願いするものです。なお、申出に関する具体的な理由は次の4ページでご確認ください。また、6ページに「市町村農業振興地域整備計画変更計画書」と、次の7ページに被害防除計画書を掲載していますので併せてご確認ください。土地の所在を説明します。9ページをお開きください。図面右側に（施設名）があります。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地になります。なお、農地の正確な形状等につきましては、11ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。崎山 委員。

2 番

申請者の方は、前の議案に出ていた方と同じだと思うのですが、住所が違っているのはどうしてですか。

事務局

農振の除外申請後に住所を変更されているためです。

議長

他にありませんか。尾崎 勝文 委員

推進委員
8 番

家を建てようとしている土地の周辺も〇〇さんの農地だと思うんですが、耕作する気はないんですか。

議長

今回確認した農地は申請がなされた農地でした。地元の坂本委員、そのあたりの事情とか

分かりますか。

5 番 10 年近く農地調査をしています、あの土地は大体 2 回くらい耕作をしていたと思います。そして、1 回物を作ったら 3 年から 4 年くらい空けるんですね。恐らくですが、連作できないからだという事でしょうが、家が建った後に耕作をするかはわかりませんが、家の横が藪になったら困るでしょうから、管理はされるんじゃないかと思います。

議長 ありがとうございます。他にありませんか。山口 多美子委員

11 番 今回は、農振除外に関することでしょうから、今後〇〇さんが、娘さん夫婦に農地を貸すとか譲るとかというのは、今後の段階になるんですね。

議長 今回は農振除外に意見審議ですので、農地転用については総会で議案にあがってくると思います。他にありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。提案のありました、「長与農業振興地域整備計画変更」に伴う意見聴取について、農業委員の挙手で賛否をとります。農用地から除外することについて、農業振興上「支障はない」という方は、挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、農業振興上「支障はない」と、町へ報告いたします。これから報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出です。1 件目です。報告事項の 1 ページをお開きください。資料につきましては No.1 をご覧ください。1 ページが仮換地指定証明、2 ページは街区案内図、3 ページが現況写真、4 ページが仮換地指定図です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。

譲受人の氏名、住所は(氏名)、(氏名) 長崎市銭座町(地番)

譲渡人の氏名、住所は、(氏名) 長与町高田郷(地番)

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積 354 m²。高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、（街区番号） 面積 168 m²です。

申請日 令和8年6月8日 専決処分の日 令和8年6月9日

続いて2件目です。次のページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご覧ください。5ページが仮換地指定証明、6ページが仮換地指定図、7ページが現況写真、8ページが仮換地指定図です。高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。

譲受人の氏名、住所は、（氏名） 長与町高田郷（地番）

譲渡人の氏名、住所は、（法人名） 時津町日並郷（地番）

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積 146 m²。高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、（街区番号） 面積 62.31 m²です。

申請日 令和8年6月8日 専決処分の日 令和8年6月9日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により専決処分をしたので報告いたします。

令和8年6月26日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

（お尋ねなし）

議長

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

事務局

（令和8年6月行事報告）

議長

最後に7月の日程について事務局からお願いします。

事務局

7月の日程ですが、総会を21日（火）の9時30分からと27日（月）の9時30分からでいかがでしょうか。

（異議なし）

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。